

相続・遺言

相続税対策

空き家対策

土地活用

不動産売却

相続の
相談実績

1,000件以上

相続の専門家が対応!

相続の無料相談会

7日間開催

2022年

5月 21(土) 22(日) 23(月) 24(火)

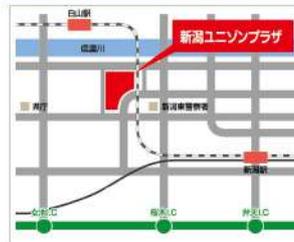
事前予約制

25(水) 26(木) 27(金)

日時・場所

相談会場 1 5/21(土) [10:00~16:00]
新潟ユニゾンプラザ 小研修室3
〒950-0994 新潟市中央区上所2丁目2番2号

相談会場 2 5/22(日)~27(金) [9:00~18:00]
税理士法人新潟会計アシスト
〒950-0932 新潟市中央区長潟894-1



ご予約
ダイヤル

☎ 0120-339-103 ※事前予約制 (お電話でお申込下さい)

特典

先着 20名様 「あんしん相続手引き」をプレゼント!



相続手続の流れを分かりやすく解説!

※「相続は複雑で難しい」というお声にお答えして、今回特別にご用意させていただきました。



当事務所の
新型コロナウイルスへの
対策につきまして

当事務所では皆様に少しでも安心してご来所いただけるよう下記に取り組んでいます。

●アクリル板の設置 ●消毒液を利用した手の殺菌 ●定期的な換気 ●マスクを着用した面談
その他ご不安な事につきましては当事務所までお問い合わせくださいませ。

新潟で不動産を相続される方へ、相続対策の準備は万全でしょうか?

このようなケースは相続不動産の売却をおすすめします!

ケース1 遺産が土地のみで、相続人が複数人の場合

土地を共有名義で相続しても、将来的に「売却する」、「自宅を建てたい」、「貸したい」などの土地活用をする際に、全員の同意が必要になり、揉める原因となってしまいます。



財産が土地のみ

土地活用する際、全員の同意が必要



相続人A 相続人B 相続人C

ケース2 今後、住む予定のない不動産を相続した場合

維持費(修復、管理など)、管理費用が掛かり、固定資産税(税金)を払い続けなくてはならないなど不動産を保持していることで負担になることがあります。



住む予定のない不動産

維持費

管理費用

固定資産税



相続人A

ケース3 親が高齢で認知症のリスクがある場合

実家が親名義の場合、高齢になったときに実家をどうするかという問題もあります。親に介護が必要になり施設に入所させたい場合、実家を売却して入所の資金に充てたいと考える方もいらっしゃるかもしれません。介護施設に入所前親が認知症になってしまうと、実家の売却が困難になることがあり、結局実家を処分できず苦労するケースが多数あります。



相続人A



母
認知症

売却が困難



親名義の不動産

ケース4 納税資金を融通しないとイケない場合

相続税は、原則として現金で納めるルールであり、相続発生後10ヶ月以内に相続税を納付する必要があります。それを超えると追加で延滞税を納めなければなりません。



10ヶ月以内に
現金で納める

相続手続きでお困りことはありませんか？

相続手続きの相談は相続実績豊富な専門家にご相談！

相続不動産について

- 将来的に利用予定のない土地を売却したい。
- 維持・管理が難しい不動産を保有している。
- 実家が共有名義で相続人間で話し合いが進まない。



相続手続きから相続不動産の売却までを一括してサポートします。

財産の名義変更について

- 高齢のため自分では手続きが難しい。
- 働いており昼間に手続きする時間がない。
- 預貯金、株式、会員権の名義変更方法がわからない。
- 相続された口座や不動産、証券等の名義を一括して変更したい。



財産の名義変更をしないで放置しておく、後で様々なトラブルが起こります。

相続税申告について

- 相続税がどの程度かかるか知りたい。
- 相続税を節税したい。
- 相続税申告に必要な手続きを知りたい。



経験豊富な税理士が、相続税申告の方法や相続税申告の準備のご提案をします。

遺産整理業務について

- 相続人が多数いて、手続きがなかなか進まない。
- 公平性、透明性をもって相続人間の清算行為まで代行してほしい。(紛争がない場合に限りです)
- 他の相続人の所在が分からず、話し合いが進まない。



亡くなられた方の遺志を尊重し、遺された相続人とトラブルにならないようお手伝いいたします。

相続税申告には期限があります！

相続税の申告は、被相続人が亡くなってから10ヶ月以内にしなければなりません。手続きを放置しているとあっという間に10ヶ月が経ってしまいます。

- 自分で手続きを行おうと思ったけど、間に合わなかった…
- 相続税申告に期限があるなんて知らなかった…
- 手続きに必要な書類が分からなくて進まない…
- 税務署から「相続税についてのお尋ね」の書類がきて、思い出した…



相続税申告も放置せずすぐに相続の専門家へ相談を！

相続の専門家がお悩みを解決します

税理士法人新潟会計アシスト 行田 政司 ●相続アドバイザー有資格者

新潟市内の大手金融機関向け勉強会の担当や、お客様向けのセミナーを開催している。日々、新潟市内、周辺地域の方々の相続相談を受け、相続の専門家として、お客様の最初の窓口になり、各方面へと連絡を取り、無駄なくスムーズに作業を進めていけるよう心がけている。



税理士法人新潟会計アシスト 高橋 良雄 ●税理士第140961号

相続は人生において何度も経験するものではありません。初めての相続でご不安な方も多いと思いますが、お客様の個別のご事情に寄り添い、ご満足・ご安心いただけるよう誠心誠意ご対応させていただきますと存じます。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



相談をご希望の方はお電話にて事前申し込みをお願い致します。

0120-339-103

【予約受付】平日9:00～18:00
土日祝日も相談可(要予約)

税理士法人新潟会計アシスト

〒950-0932 新潟県新潟市中央区長潟894-1

新潟市を中心に
相続・遺言の
ご相談なら
私達に
お任せください



新潟相続相談室
〒950-0932 0120-339-103

新潟県の方の相続
新潟県出身の相続専門税理士が
よきパートナーとして対応いたします。

代官からの相続手続き代行

新潟 相続 検索

<http://www.assist-souzoku.com/>



税理士法の範囲内で業務を行います。